住所　横浜市南区通町２丁目39番地11
　丁守　昭和38年10月12日生
住所　栃木県宇都宮市東今泉２丁目５番７号
　梁馨　昭和61年10月27日生
住所　横浜市青葉区桜台33番地25
　崔圭一　昭和33年10月９日生
住所　川崎市高津区子母口1020番地19
　金希英　昭和43年12月25日生
住所　川崎市高津区下作延1842番地14
　金静子　昭和31年３月30日生
住所　川崎市中原区丸子通１丁目632番地５
　崔悦東　昭和58年２月28日生
住所　川崎市川崎区大師本町13番３号
　曹隆三　昭和42年10月24日生
　田美幸　昭和43年３月17日生
　曹菜々美　平成13年11月13日生
住所　川崎市高津区末長1116番地９
　吳静江　昭和47年４月28日生
住所　神奈川県平塚市山下610番地８
　尹將淳　昭和27年９月８日生
　康京美　昭和32年５月26日生
　尹陽道　昭和54年７月16日生
　尹尙映　昭和57年２月15日生
　尹陽聖　昭和61年10月12日生
住所　東京都中野区鷺宮１丁目17番18号
　韓麻衣　昭和54年７月16日生
住所　東京都杉並区西荻南４丁目17番３号
　李優子　昭和47年10月19日生
住所　東京都江東区亀戸２丁目６番９―313号
　高律子　昭和37年10月29日生
住所　京都府宇治市羽拍子町47番地28
　金純子　昭和47年９月28日生
住所　京都市南区吉祥院西ノ庄西中町１番地
　全明洸　昭和17年10月15日生
　吳夏子　昭和21年４月25日生
住所　栃木県宇都宮市泉が丘５丁目４番11号
　朴浩次　昭和51年６月22日生
住所　広島県福山市西町１丁目３番20―503号
　金隆幸　昭和45年４月21日生
住所　北九州市小倉南区下南方１丁目９番６号
　朴英子　昭和23年12月21日生
　金智美　昭和48年11月21日生
住所　東京都杉並区高円寺北２丁目18番９号
　陳沢寧　昭和39年５月15日生
　黄敏　昭和42年８月27日生
　陳永　平成５年２月12日生
　陳旭　平成９年３月13日生
住所　大阪府門真市島頭４丁目10番21号
　沈友美　昭和58年５月24日生
　沈眞佩　昭和60年９月３日生
住所　大阪市淀川区十三東１丁目19番３号
　高幸治　昭和49年５月23日生
住所　大阪市生野区田島５丁目16番33号
　文淳司　昭和33年８月22日生
　金希景　昭和40年１月16日生
　文仁大　平成元年２月１日生
　文智愛　平成４年４月19日生
　文望佐　平成６年７月31日生
住所　大阪市平野区加美東２丁目11番２―609号
　文裕紀　昭和61年12月24日生
住所　大阪市西区本田３丁目３番24号
　朴海男　昭和51年３月４日生
住所　大阪市淀川区宮原５丁目６番６―909号
　玉又順　昭和９年10月１日生
住所　大阪市平野区加美正覚寺１丁目15番13号
　蔡昶培　昭和22年９月11日生
　吳明順　昭和25年11月27日生
　蔡涼子　昭和50年１月20日生
　蔡典子　昭和54年２月10日生
住所　大阪市平野区加美北６丁目14番37号
　蔡祥行　昭和48年５月30日生
住所　大阪市生野区巽北３丁目７番５号
　朴永浩　昭和32年10月10日生
　韓貞惠　昭和35年１月21日生
住所　大阪府門真市浜町24番１―203号
　朴貴子　昭和59年４月５日生
住所　大阪市生野区小路東４丁目16番６号
　朴未惠　昭和58年２月13日生
住所　大阪府東大阪市西岩田４丁目10番８号
　曹泰章　昭和44年１月２日生
住所　大阪市住吉区我孫子東１丁目10番12号
　朴徹　昭和53年４月11日生
住所　大阪府岸和田市荒木町１丁目33番18―305号
　黄京美　昭和53年10月26日生
住所　大阪府高石市羽衣２丁目１番C―403号
　尹智亮　昭和53年10月13日生

○文化庁告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年六月十四日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
松平氏遺跡	平成十二年文部省告示第十三号	豊田市（愛知県）

○文化庁告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年六月十四日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
東之宮古墳	昭和五十年文部省告示第百十八号及び平成十二年文部科学省告示第十九号	犬山市（愛知県）

○厚生労働省告示第二百四十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一に次のように加える。

1080　抗菌性カテーテル被覆・保護材
1081　抗菌性換気用気管チューブ
1082　単回使用棘（きょく）間留置器具

○厚生労働省告示第二百四十五号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則に次のように加える。

783　抗菌性カテーテル被覆・保護材
784　抗菌性換気用気管チューブ
785　単回使用棘（きょく）間留置器具

○農林水産省告示第九百六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関を登録したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録年月日及び登録番号
　平成二十二年五月三十一日　第二十七号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
　プロサートオーガニックシステムリミテッド
　カナダ　サスカチュワン州　サスカツーン
　ルーラル　ルーツ三　バーリーロード四百七十五
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物